

介護保険負担限度額認定証の申請について

介護保険負担限度額認定制度は、介護保険施設への入所又はショートステイ利用の際に、低所得者の方の負担が過重とならないように食費・居住費（滞在費）の負担軽減を図る制度です。

以下の要件を満たす方が認定の申請をし、「介護保険負担限度額認定証」（以下「認定証」）の発行を受けることにより、利用することができます。

対象となるサービスは、介護老人福祉施設（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護・短期入所療養介護です。

対象者の要件（①、②の両方を満たしている方）

- ① 利用者（被保険者本人）を含む世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること
 - ② 利用者及び配偶者の預貯金等の合計が一定金額以下であること（下記表「資産に関する要件」のとおり）
- ※ 3頁その他注意事項について③・④をご参照ください。



1日あたりの負担額

利用者負担段階区分	対象者		1日あたりの居住費（滞在費）				1日あたりの食費	
	所得に関する要件	資産に関する要件（※1）	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（※2）	多床室（※2）	入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者	なし	820円	490円	490円 320円	0円	300円	300円
第2段階	住民税非課税世帯	年金収入等（※3）の合計が80万円以下	820円	490円	490円 420円	370円	390円	600円
第3段階①		年金収入等の合計が80万円超120万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 820円	370円	650円	1,000円
第3段階②		年金収入等の合計が120万円超	1,310円	1,310円	1,310円 820円	370円	1,360円	1,300円
第4段階（※4）	非該当の方（基準費用額）		2,006円	1,668円	1,668円 1,171円	377円 855円	1,445円	1,445円

- ※1 第2号被保険者（65歳未満）の方の資産に関する要件は利用者負担段階区分にかかわらず1,000万円以下（夫婦の場合2,000万円以下）となります。
- ※2 従来型個室及び多床室の上段は介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護、下段は介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の負担額を表示しています。
- ※3 年金収入等とは、公的年金等収入金額・その他の合計所得金額・非課税年金収入金額（遺族年金、障害年金等）の年間合計金額のことをいいます。
- ※4 第4段階（非該当の方）に記載されている金額は、国が施設における平均的な費用などにより定める標準的な金額です。実際の費用は施設との契約によりますので、施設にご確認ください。

※5 令和6年8月より、居住費（滞在費）について、近年の光熱水費の高騰等に対応して60円ずつ増額します。詳細は別紙「居住費（滞在費）の費用負担額の変更について」をご覧ください。


資産要件の確認に必要な添付書類について

認定証の発行には資産に関する要件がありますので、申請には原則として利用者及び配偶者の預貯金通帳の写し等が必要です。

※添付書類の写しは **A4サイズ** で提出してください（拡大コピー等は不要です）。

○ご提出いただく必要のあるもの（通帳の写しが必要な箇所）

注意 利用者及び配偶者が保有している全ての預貯金通帳について次の①～③の写しが必要です。

<p>① 預貯金通帳（総合口座・普通・定期等）の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できる部分</p> <p>※一般的には通帳の見開きに記載があります。（右例参照）</p> 	<p style="text-align: right;">通帳の見開き部分（例）</p> <p>〇〇銀行総合口座</p> <p>氏名 セタガヤ タロウ</p> <p>店番号 普通口座番号 ××××〇〇〇</p> <p>定期口座番号 △△△××〇〇</p> <p>〇〇銀行 △△支店</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開きの下部に店番号と口座番号が記載されていますので、その部分を含めてコピーしてください。</p> </div>																														
<p>② 普通預金の最終残高と年金受給金額が確認出来る部分</p> <p>※直近2か月以内の最終残高部分と年金受給金額が確認できる部分をコピーしてください。</p> <p>※銀行が遠隔地にあり記帳が難しい場合は、キャッシュカードの写し＋残高証明書でも可。</p>	<p style="text-align: right;">通帳の内容部分（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>取引</th> <th>お預かり</th> <th>お支払い</th> <th>残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/15</td> <td>ネンキン</td> <td>80,000</td> <td></td> <td>1,090,000</td> </tr> <tr> <td>4/16</td> <td>スイドウ</td> <td></td> <td>5,000</td> <td>1,085,000</td> </tr> <tr> <td>4/30</td> <td>シブヨリヨ</td> <td></td> <td>100,000</td> <td>985,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td>6/15</td> <td>ネンキン</td> <td>80,000</td> <td></td> <td>1,065,000</td> </tr> </tbody> </table>	日付	取引	お預かり	お支払い	残高	4/15	ネンキン	80,000		1,090,000	4/16	スイドウ		5,000	1,085,000	4/30	シブヨリヨ		100,000	985,000					6/15	ネンキン	80,000		1,065,000
日付	取引	お預かり	お支払い	残高																											
4/15	ネンキン	80,000		1,090,000																											
4/16	スイドウ		5,000	1,085,000																											
4/30	シブヨリヨ		100,000	985,000																											
.....																															
6/15	ネンキン	80,000		1,065,000																											
<p>③ 定期・定額・貯蓄・積立貯金等の残高部分</p>	<p>※注意※ 総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ（無し）」の場合でも、その部分の写しが必要になります。</p>																														

○その他の資産（保有している場合）の提出書類

<p>④有価証券（株式・投資信託・国債・社債・地方債など）</p>	<p>証券口座や銀行の口座残高証明書の写しが必要になります。（ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>⑤金・銀（積立購入を含む）等購入先が容易に把握できる貴金属</p>	<p>購入先銀行等の口座残高の写しが必要になります。（ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>⑥負債（住宅ローン・借入金等）</p>	<p>借用書等の写しが必要です（預貯金等から差し引いて計算します）。</p>

※生命保険、自動車、装身具、装飾品等、絵画、骨董品、家財等は預貯金等の対象外です。

注意 認定証交付後に資産に関する要件を超過していることが判明し、遡って保険給付費を返還していただく事例が発生しています。預貯金通帳等の写しの提出漏れがないよう再度ご確認ください。

本人確認書類・個人番号（マイナンバー） 確認書類の提出について

添付書類として利用者及び配偶者の本人確認書類・個人番号（マイナンバー） 確認書類が必要です。(1)又は(2)のいずれかの確認書類を申請書に添付してください。

(1) 利用者及び配偶者のマイナンバーカードの写し

※マイナンバーカードは表面と裏面の番号が確認できるように写しを添付してください。



(2) 利用者及び配偶者の(ア)通知カードの写し・(イ)本人確認書類の写し

(ア)令和2年5月25日以後に住所等に変更があった方は、通知カードの写しはご利用いただけません。それ以前に住所等の変更の手続きをした方は、裏面の写しも必要です。

(イ)「運転免許証」、「パスポート」、等の顔写真付きのものを1点、「介護保険被保険者証」「健康保険証」等の顔写真のない官公署が発行した証明書2点の写しが必要です。



※ 個人番号（マイナンバー）が不明の場合は添付不要です。

※ 利用者以外の方が申請を代行する場合は、上記に加え申請する方の本人確認書類の写しを添付してください（官公署が発行した顔写真のない証明書でも可）。

※ 後期高齢者医療被保険者証の写し、健康保険証の写しをご提出いただく場合には、保険者番号、被保険者番号（記号・番号）をマスキングしてご提出ください。マスキングがなかった場合は、区にてマスキングを行います。

その他注意事項について

- ① 収入の状況が確認できない場合や他の市区町村から転入して間もない場合は、住民税の申告や非課税証明書の提出を求める場合があります。
- ② 適用日（減額が適用される日）は、申請書を受付けた日（区役所に收受された日）の属する月の1日からです。提出が月末近くになる際はご注意ください。
例) 8月31日に申請受理した場合は8月1日から適用、
9月1日に申請受理をした場合は9月1日から適用となります。
- ③ 介護保険の要支援又は要介護認定を受けた方が一定の基準を満たす場合、身体障害者手帳をお持ちでなくても「障害者控除」の対象になります。障害者控除の対象になると、住民税が課税されている方であっても合計所得金額が135万円以下の場合は、住民税が非課税となります。申請の流れ等については、介護保険課保険給付係までお問い合わせください。
- ④ 住民税が課税されている方でも、世帯構成員の一方の方が施設に入所し食費・居住費を負担した結果在宅で生活される方が生計困難に陥らないよう、一定の要件に満たした場合は、特例的に第3段階②の負担限度額の部分適用を受けることができます。要件の詳細は区ホームページ（ページ番号：14807）をご参照ください。

申請の流れについて

申請準備

記入例を確認のうえ、申請書と同意書をご記入ください。
また、預貯金通帳の写し等の必要書類をご用意ください。(詳細は2・3頁参照)



申請書類 一式提出

【提出方法】・郵送又は持参

【提出先】・郵送の場合…介護保険課保険給付係

・持参の場合…介護保険課保険給付係窓口

又は各総合支所保健福祉課窓口

(詳しい住所・問い合わせ先は下部をご覧ください)



※介護保険課窓口にて手続きをされる場合、必要書類に不足がなければその場で認定証の発行が可能です。各総合支所での手続きの場合その場での発行はできません。後日介護保険課から郵送で認定証を送付しますが、受付後1週間程度かかります。

※対象サービスを利用している方は、新しい認定証が届きましたら
速やかに施設等へ認定証を提示してください。

申請窓口(問い合わせ先)

- 高齢福祉部 介護保険課 保険給付係 区役所分庁舎(ノバビル) 1階窓口
TEL: 03-5432-2646 FAX: 03-5432-3042
住所: 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
- 世田谷総合支所 保健福祉課 世田谷区世田谷4-22-33 TEL: 03-5432-2850
- 北沢総合支所 保健福祉課 世田谷区北沢2-8-18 TEL: 03-6804-8701
- 玉川総合支所 保健福祉課 世田谷区等々力3-4-1 TEL: 03-3702-1894
- 砧総合支所 保健福祉課 世田谷区成城6-2-1 TEL: 03-3482-8193
- 烏山総合支所 保健福祉課 世田谷区南烏山6-22-14 TEL: 03-3326-6136